

ICT戦略室発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込:円)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由 (随意契約理由番号)</a>	WTO
1	令和2年度 基幹系システム統合基盤改修業務(その2)	01 情報処理	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西	32,483,000	令和2年7月31日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項2号	W2	適用
2	大阪市オープンデータ充実に向けた庁内データCSV化実施手順等整備及びデータ変換等業務委託	01 情報処理	インフォ・ラウンジ株式会社	9,828,500	令和2年8月3日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
3	スマートモビリティのあり方に関する調査検討業務	17 各種施策研究・調査	パシフィックコンサルタンツ株式会社 大阪本社	6,972,800	令和2年8月14日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
4	令和2年度 中央情報処理センター運用業務委託	01 情報処理	アクセンチュア株式会社	108,031,000	令和2年9月16日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項2号	W2	適用

## 特名随意契約理由書

- 1 案件名称  
令和2年度 基幹系システム統合基盤改修業務（その2）
- 2 契約の相手方  
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西
- 3 特名理由  
基幹系システム統合基盤は、住民情報系基幹システムに共通機能（認証、印刷、連携等）を提供しており、本市の窓口業務に欠かせないシステムである。  
本業務は、基幹系システム統合基盤の詳細及び特性を熟知した上で、稼働中のシステムに影響を与えることなく業務遂行する必要がある、現行の基幹系システム統合基盤運用保守業務と密接不可分の関係のため、現行の運用保守業者である株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西以外に履行させた場合、問題発生時に責任の所在が不明確になる等、業務に著しい支障が生じるおそれがあるため。
- 4 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号（W2）
- 5 担当部署  
ICT戦略室基盤担当 電話番号 06-6543-7113

## 特名随意契約理由書

## 1 案件名称

大阪市オープンデータ充実に向けた市内データCSV化実施手順等整備業務委託

## 2 契約の相手方

インフォ・ラウンジ株式会社

## 3 随意契約理由

本業務委託は、さらなる市民サービスの向上、イノベーション創出、官民協働の促進に向けて、オープンデータセットの種類やデータリソースの量・質（機械判読性）を充実させ、安定的・継続的に公開する手法を構築するとともに、オープンデータポータルサイトの利便性・データ検索性の向上に向けた調査及び「大阪市オープンデータ・スタンダード（※）」に関する提言を行い、オープンデータ基盤の将来像を明確にすることを目的とする。

（※「大阪市オープンデータ・スタンダード」・・・大阪市は、オープンデータ利用者のために公開データの量と質の充実を目指しており、そこには、世界レベルで見て、公開が求められるデータが含まれるべきと考えている。その量と質の充実を図るべきデータセットを「大阪市オープンデータ・スタンダード」と位置付けている。）

そのため、本業務委託を遂行するためには、オープンデータに関する高度で専門的な技術力や知識が求められ、予定価格の範囲内で本目的にかかる最大の効果を得るためには事業者の提案する創意工夫等が必要不可欠である。また、提案内容によって得られる効果は提案内容に応じて相当程度の差異が生じると考えられるとともに、本市が仕様を作成することで受注者の創意工夫できる範囲が減少し、効果の最大化を阻害する可能性があることも考えられる。

これらの理由から、本業務委託は、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見等を聴取する事業者選定委員会において意見を聴取した結果、インフォ・ラウンジ株式会社からの提案の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、インフォ・ラウンジ株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結することとする。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G5）

## 5 担当部署

ICT戦略室企画担当 ICTイノベーショングループ（電話番号 06-6208-7664）

## 特名随意契約理由書

## 1. 委託業務名称

スマートモビリティのあり方に関する調査検討業務委託

## 2. 契約の相手方

パシフィックコンサルタンツ株式会社 大阪本社

## 3. 随意契約理由

本業務の目的は、大阪市におけるスマートモビリティのあり方や具体的なモデル事業案を検討することを求めており、予定価格の範囲内で本目的にかかる最大の効果を得るためには事業者の提案する創意工夫等が必要不可欠であり、その内容によって得られる効果には、相当程度の差異が生じると認められるため、競争入札には適さない。

本業務では、本市の都市課題、中でも交通課題を抽出する必要があるが、検討にあたっては、本市の交通状況を取り巻く多種多様なパラメータを分析し、課題を抽出することが必要であり、他都市において交通政策立案に携わった経験や専門的で高度な分析能力などが求められる。また、スマートモビリティに適用可能な先端技術（AI、アプリ、IoT、データ分析等）の調査については、高度な専門知識が求められるものであるため、ICTに関する動向等幅広い知見を有する事業者から優れた提案を受けることで、本事業の効果を最大限発揮する方法を選択することができるという効果が見込める。

上記の理由から、本業務委託は、その目的及び性質が競争入札に適さないものであり、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見等を聴取する事業者選定委員会において意見を聴取した結果、パシフィックコンサルタンツ株式会社大阪本社からの提案の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、パシフィックコンサルタンツ株式会社大阪本社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結することとする。

## 4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G5）

## 5. 担当部署

ICT戦略室スマートシティ推進担当（電話06-6208-7662）

## 特名随意契約理由書

1 案件名称  
令和2年度 中央情報処理センター運用業務委託

2 契約の相手方  
アクセンチュア株式会社

## 3 特名理由

大阪市中央情報処理センター運用業務は、中央情報処理センター(以下、「センター」という。)に設置する本市の基幹系システムを効率的かつ安定的に運用することを目的として、システムの運用、監視、保守支援のほか、印刷業務を実施している。

センターは、耐災害性の向上のため令和3年12月に移転することを検討しており、合わせてセンターで実施している印刷業務を廃止し外注化する予定である。

センターでの印刷業務を廃止し外注化するにあたり、令和2年度より基幹系システム統合基盤(以下、「統合基盤システム」という。)の改修に着手しているが、現行センター運用業務事業者であるアクセンチュア株式会社は、現行のセンター運用業務委託に含まれる保守支援業務において、統合基盤システム改修会議へ参画し、センター運用業務を実施してきた経験・実績から、システム改修によるセンター運用業務への影響や業務システム所管、業務所管、外部委託事業者等の関係者への影響等に関する提案、助言等を実施している。センターでの印刷業務廃止後の安定的なセンター運用を実現するためには、本センター運用業務委託と並行して行われる、印刷業務廃止に係るシステム改修の設計・開発工程において、現行センター運用業務を熟知しているアクセンチュア株式会社の参画は必要不可欠である。

また、本センター運用業務委託において実施する翌年度の各業務システムのスケジュール調整業務について、現行センター運用業務を熟知したうえで、センター移転及び印刷業務廃止にかかる統合基盤システムの改修を考慮した複雑な調整を、業務システム所管、業務所管と行う必要がある。

上記のとおり、本センター運用業務委託は現行のセンター運用業務委託と密接不可分の関係のため、アクセンチュア株式会社以外に履行させた場合、業務に著しい支障が生じるおそれがあるため。

4 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号  
(W2)

5 担当部署  
ICT戦略室基盤担当 電話番号 06-6543-7113